平成２６年（フ）第２号
奈良県五條市須恵１丁目10番22号
債務者　大田　一夫
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第１３６号
東京都渋谷区西原１丁目36番３号安信屋コーポ201
債務者　山口　亮治
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２５２６号
大阪府東大阪市御厨南３丁目１番52号　スワンハイツ403号
債務者　谷口　陽基
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０４０号
大阪市中央区内久宝寺町２丁目３番29―907号
債務者　志田原　尚
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２００号
大阪府門真市速見町14番34―402号、前住所
大阪府門真市新橋町31番24―312号
債務者　冨金原祐美
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０４号
横浜市鶴見区北寺尾６丁目32番41号
債務者　笹川　和子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月28日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８８号
神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目15番７号　メゾンパールＢ号室
債務者　畠山　宗美
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３８９号
栃木県下野市絹板772番地２
破産者　松下　新一
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４９０号
鹿児島県鹿児島市吉野町4933番地７
破産者　福永　寿美
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第２４１４９号
埼玉県川口市東領家４丁目13番12号
破産者　株式会社ユニファイ
1　決定年月日　平成26年４月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６０８号
東京都中野区本町４丁目13―３　第２荘103、開始決定時の住所東京都中野区中央４丁目１―１―503
破産者　柴田　敏之
1　決定年月日　平成26年４月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０９号
鹿児島県鹿児島市吉野町5695番地１
破産者　加藤　康子
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４１号
長崎県佐世保市世知原町栗迎28番地の11
破産者　七種　　良
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１００４号
京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町93番地９
破産者　玉山　恵敏
1　破産債権の届出期間　平成26年５月14日まで
2　一般調査期日　平成26年６月25日午前10時30分
平成26年４月２日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１４号
京都市下京区三ノ宮町通上ノ口下る高宮町237番地
破産者　圖越　孝二
1　破産債権の届出期間　平成26年５月14日まで
2　一般調査期日　平成26年６月18日午前10時30分
平成26年４月２日
京都地方裁判所第５民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１９３号
秋田県能代市字仙遊長根16番地13
破産者　株式会社能代印刷所
異議申述期間　平成26年６月３日まで
平成26年４月３日
秋田地方裁判所民事第２部